規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の		絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正す		
名称		る政令		
規制の名称		国際希少野生動植物種の追加		
規制の区分		拡充、緩和		
担当部局		環境省自然環境局野生生物課		
評価実施時期		令和 4 (2022)年 12 月		
規制の目的、内		絶滅のおそれのある野生動植物の種の	D保存に関する法律 (平成4年法律第75	
容及び必要性等		号。以下、「種の保存法」という。)では	は、国際的に協力して種の保存を図るこ	
		ととされている絶滅のおそれのある野生	生動植物の種(国内希少野生動植物種を	
		除く)を国際希少野生動植物種として定め、国内流通規制の対象としている。		
		国際希少野生動植物種は、その個体、器官、又はこれらの加工品(以下、「個体		
		等」という。)について、原則として取引(譲渡し等)が規制されるほか、販売・		
		頒布目的の陳列・広告が禁止される。公益的な目的の場合には許可・協議を行		
		うことにより取引可能であり、大学等については譲受け後に届出を行うことと		
		されている。また、一部の種については	は、要件を満たす場合には個体等登録を	
		受けることで、譲渡し等、陳列・広告が	が可能となる。加えて、輸出入に当たっ	
		ては、種の保存法に基づき、外国為替刀	及び外国貿易法に規定する承認を受ける	
		必要がある。		
		絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下、「ワシン		
		トン条約」という。) 附属書 I 掲載種は、絶滅のおそれがあり、国際取引による		
		 影響を受けている又は受ける可能性があるため、条約により商業目的の国際取		
		引は原則禁止されている。種の保存法においては、これを国際希少野生動植物		
		│ │種として指定して国内流通を規制し、条約による国際取引規制の実効性の確保		
		を図ることとしている。		
		条約の附属書「が改正されたことを踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の		
		種の保存に関する法律施行令 (平成5年政令第 17 号。以下、「施行令」とい		
		う。)を改正し、国際希少野生動植物種の追加(9種類。うち2種類については		
		器官及び加工品も規制)、削除(4種類)及び変更(学名変更等)を行うことと		
		する。また、既に国際希少野生動植物種に指定されている種について、個体等		
		登録により譲渡し等の規制の対象外となる登録対象個体群を2種類追加する。		
想定される代替		無し		
案				
直接的な費用の		要素	代替案の場合	
把握 	* - =			
	遵守費	追加指定種については、国際希少野	_	
	用	生動植物種の譲渡し等及び輸出入に		
		ついて許可申請等の対象となるため、		
		当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係る費用の		
		のための書類作成、提出に係る費用の		
		負担が想定される。		

		また、販売実績がある種については	
		販売が規制されることによって逸失	
		する利益が発生すると考えられる。	
	行 政 費	新たに発生する国際希少野生動植	_
	用	物種の譲渡し等及び輸出入に関する	
		許可申請等に係る審査手続の事務を	
		行う費用が想定される。	
直接的な効果		当該種の国際希少野生動植物種の	_
(便益)の把握		捕獲等、譲渡し等及び輸出入を規制す	
		ることにより、絶滅のおそれのある野	
		生動植物の種の絶滅を回避し、種の保	
		存を図ることで、生物多様性の確保や	
		良好な自然環境の保全に繋がる。	
副次的	お影響及	今回指定する9種の国際希少野生	_
び波及的な影響		 動植物種については原則、譲渡し等の	
の把握		取引や取引につながる販売・頒布目的	
		の陳列・広告が禁止される。ただし、	
		要件を満たす個体等については、法第	
		20 条第1項に基づく登録を受けるこ	
		とにより、これらが可能となることか	
		ら、規制による影響は限定的と考えら	
		れる。	
		ある種が国際希少野生動植物種に	
		指定された場合、既存事業者も新規参	
		入事業者も同様に、譲渡し等や販売目	
		的の陳列又は広告を行うためには種	
		の保存法第 20 条第1項に基づく登録	
		が必要となることから、事業者間の競	
		争に負の影響を及ぼすことはないと	
		考えられる。	
	効果(便		は難しいが、絶滅のおそれがある野生動
益)の	関係	植物の種の保存を図ることで、生物多ホ	様性の確保や良好な自然環境の保全に資
		することが効果(便益)である一方で、	追加的に生じ得る遵守費用及び行政費
		用は少額と考えられるため、明らかに刻	効果(便益)が費用より大きいと考えら
		れ、当該規制を導入することが妥当でな	ある。
その他	の関連事	ワシントン条約第 19 回締約国会議1	こおいては各種の生息状況、流通実態等
項		を踏まえ、附属書への掲載について検討	討された。また、種の保存法第4条第7
		 項の規定において、施行令の制定又は	牧廃に当たって野生動植物の種に関し専
		 門の学識経験を有する者の意見を聴かれ	なければならないこととされており、こ
			植物種専門家科学委員会」において、ワ
		ンパルに盛って設置した「ポッカユ動」	
1		ノノニノネッカー・国神が凹去哉の称。	へみ∪1Eいかけ仏い処型門11台で四よん、

国際希少野生動植物種を指定等することについて意見聴取を行う。なお、種の

保存の効果を金銭価値化することは困難であり、両会議では種の生態や生息物	
	況、流通実態等を踏まえ、必要な規制について検討している。
事後評価の実施	当該規制については、施行から5年後(令和10年)に事後評価を実施する。
時期等	
備考	